

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.54

はじめに

新型コロナウイルスがもたらした危機的状況を受けて、アフリカでは強制実施許諾が時事問題になってきている。そのため、本号の記事では強制実施許諾について少し掘り下げて検証してみる。その後で、知的財産をめぐる他の最新情勢をいくつか取りあげて論じることとする。すなわち、アフリカの知的財産の未来に関するオンラインセミナー、アフリカからの技術輸出、ARIPO の改正案、ナイジェリアの商標異議申立訴訟で示された判決などである。

アフリカ — アフリカにおける強制実施権

強制実施権に関するアフリカ各地の法規定について調査を実施した。調査で判明した興味深いポイントを以下のとおりである。

1. 強制実施権に関する規定はアフリカ全土に存在している

アフリカ諸国の中で、強制実施権に関する規定を特許法に盛り込んでいる国々は以下のとおりである：

アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、カーボベルデ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウィ、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、OAPI¹、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、南アフリカ、セントヘレナ、スーダン、タンザニア(ザンジバル)、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

強制実施権に関する規定を持たない国としては、エリトリア、ソマリア、ソマリランド共和国、南スーダンが挙げられる。これらの国々は、強制実施権に限らず実効性のある知財保護をそもそも提供していないと考えられている。実効性のある知財保護を提供している国はすべからず強制実施権に関する規定を設けている、ということになる。

2. アフリカの法律に見られる強制実施権に関する規定は、互いにかなり似通っている

一般的に言って、強制実施権に関する要件は以下のようにになっている。

¹ OAPI 加盟国は、以下の 17 カ国である。ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ

- 特許が全く実施されていないか、需要を満たすに十分な程度に実施されていないという状況が存在していなければならない。強制実施権の要件を満たす特許の不実施期間は、いずれの国においても特許付与の日から3年又は出願日から4年とされている。
- 上記の要件が満たされない場合、特許権者による輸入や、合理的な条件に基づく特許の実施権を特許権者が拒絶したことによって、特許の実施が妨げられているか、商業活動や輸出の発展が不当かつ実質的に阻害されているという事実が存在していなければならない。
- 強制実施権を求める当事者は、特許権者に適正な報酬を提供しなければならない。
- 強制実施権は登録を要する。

3. 強制実施権が付与されることは稀だが、付与された事例はいくつか存在する

アフリカで認められた強制実施権の事例をいくつか以下に示す。

ガーナ：2015年、HIV/エイズ危機との関連で時の厚生大臣が緊急事態を宣言し、HIV/エイズ治療用のインド製ジェネリック薬を専ら政府による使用を目的として輸入するために強制実施権の付与を行った。

モザンビーク：2004年、モザンビークの当局は抗レトロウイルス薬（ARV）を製造させるため、ラミブジン、スタブジン及びネビラピンの特許に関して、強制実施権許諾を国内企業に与えた。この強制実施権許諾に伴う実施料は2%を超えないこととされた。

ザンビア：2004年、3剤併用の固定用量配合錠を生産させるため、当局はラミブジン、スタブジン及びネビラピンの特許に関して、強制実施権許諾を国内企業である Pharco Ltd に付与した。この際の実施料の上限は2.5%であった。

ジンバブエ：ジンバブエでは、特許明細書に開示された発明を国益のために使用するに当たって、国家当局が相当に大きな権限を持っている。2002年、緊急事態が宣言されたことにより、国家又は国家から権限を与えられた人物は、HIV/エイズ治療薬のARVを含む特許医薬品を使用したり、これら疾病の治療に用いられるジェネリック医薬品を輸入したりすることが可能になった。この緊急事態は2008年12月31日まで継続していた。

4. OAPI の場合、いずれかの加盟国で特許の不使用が発生しない限り強制実施権の許諾はされな いという点を念頭に置いておく必要がある

OAPI が複数国にまたがる統一登録制度である以上、これは当然の帰結である。この主題については後段で論じる。

5. OAPI 以外のアフリカの広域登録制度、ARIPO の場合、それぞれの国の国内法が適用される

ARIPO²は単に複数の国の国内登録の取得を集中的に管理する機構であるから、それぞれの加盟国で自国の国内法が適用されるのは理にかなっている。

6. 強制実施権の問題を考える際には、アフリカが多くの後発開発途上国 (LDC) を抱えているという点を肝に銘じておく方が良い

なぜかという、これらの国々は 2033 年 1 月 1 日まで医薬品に対する特許保護の提供を要求されないからである。

アフリカの後発開発途上国のリストを以下に掲げておく。

アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア

7. 新型コロナウイルスが強制実施権許諾に及ぼす影響

筆者らの知る限り、新型コロナウイルスがもたらした危機の結果としてアフリカで強制実施権許諾が許可された事例は今のところ存在していない。

8. 南アフリカの場合、強制実施権許諾に代わる手段があるかもしれない。しかも、今後さらに変革が進む可能性がある

Spoor & Fisher South Africa に所属する弁理士の Marco Vatta 氏は、南アフリカの強制実施権許諾に関して、「なぜ南アフリカは強制実施権に無関心なのか」(Why is South Africa not interested in compulsory licenses?) と題した論文を書き、この論文が最近 World Intellectual Property Review (WIPIR) (<https://www.worldipreview.com/article/why-is-south-africa-not-interested-in-compulsory-licences>) の誌上で発表された。Vatta 氏はこの論文の中で、南アフリカ政府が利用しうる多様なオプションについて論じている。

南アフリカ特許法の第 56 条は、特許権の濫用が存在する場合に特許権者の同意を得ることなく「利害関係人」(政府機関を含む)に強制実施権を付与する権限を特許庁長官に与えている、と Vatta 氏は指摘する。特許権の濫用は、以下の一又は複数の根拠に基づいて認められる。

² ARIPO 加盟国は、以下の 19 カ国である。ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

- 特許の不実施
- 特許された物品の需要が満たされていない
- 特に、実施権の付与が公益に適う場合において、特許権者が任意による実施権の付与を拒絶している
- 特許製品の価格が他の国に比べて過大である

強制実施権を求める申請は何度もなされているが、エイズ禍のさなかにあつてすら、南アフリカで強制実施権が付与されたことは1度もなかった、という記述に続けて、しかし南アフリカ当局は、こうした現状を変える必要があると考えているようだ、と Vatta 氏は述べている。

その根拠として Vatta 氏は、南アフリカの 2018 年知的財産ポリシー文書を引用している。この文書には、南アフリカの「独自の挑戦」として、「国際的な義務と国内法の両方との関係性において公正かつ適合的なやり方で、強制実施権の適用範囲を拡大し、明確化すること」が必要になるだろうと述べたくだりがある。同文書はさらに、「政府による使用のための法的プロセスや、医薬品等の知財製品の 아프리카大陸内への輸出を円滑化するための新たな取組を盛り込んだガイドラインが導入されるだろう」と明記している。

また、強制実施権に関する規定が強化されるまでの間に、南アフリカ政府は特許法に規定されている他の 2 つの選択肢を検討するかもしれない、と Vatta 氏は述べている。

- 特許法第 4 条は次のように規定している：「特許は、あらゆる点で、それが人に対して有するのと同様の効果を国に対して有する。ただし、国務大臣は、特許権者と合意した条件に基づき、また、合意がない場合には……特許庁長官が決定する条件に基づいて、発明を公の目的に用いることができる」。この規定の文言を見る限り、政府が同条に基づいて取得する権利は実施権に類似したものであって、特許に対する現実の所有権を構成するものではないことは明らかである。
- しかし、特許法第 78 条は、経済開発大臣が「合意された条件に基づいて発明又は特許を取得すること」を認めている。

上に挙げた 2 つの規定はともに国家と特許権者との交渉を想定しているが、南アフリカの特許法にはそれら交渉の免除に関する規定は存在しないため、新型コロナのような国家的な緊急事態にあつても交渉抜きで事を運ぶことはできない、と Vatta 氏は指摘する。

新型コロナのような国家的緊急事態にあつても交渉の手間を省けないというのは奇妙なことに思えるかもしれない、と Vatta 氏はさらに指摘している。つまり、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定) 第 31 条(b)の文言に従い(この規定は全ての加入国に対

して拘束力を有する)、国家的緊急事態の場合には交渉に関する要件を免除する旨の規定が南アフリカ特許法に盛り込まれる可能性がある、と Vatta 氏は示唆しているのである。上記の TRIPS 協定の規定は、加盟国が「特許により与えられる排他的権利について限定的な例外規定を定めること」を認めている。しかも、Vatta 氏の記述によれば、「2001年ドーハ宣言」は、TRIPS 協定の諸規定を再確認した上で、個々の加盟国は「どのような事態が国家的緊急事態その他の極度の緊急事態に相当するかを決定する権利を有しており、公衆衛生上の危機は……代表的な国家的緊急事態となりうると理解されている」と述べている。

Vatta 氏の論文は次のような言葉で結ばれている：「南アフリカ政府が自由に利用できる一連の介入手段を持っており、それらが同国の認識に従って使用されるということは明らかだが、特に急速に広がる健康問題に直面して、何故これまで法（特許法）の規定を適用しなかったのか、あるいは適用範囲のもっと広い法規を導入しなかったのか、その理由は不明である。」

新型コロナウイルスのため、強制実施権その他の国家的介入がスポットライトを浴びるようになってきたのは確かである。

アフリカ — 来るべき変化はアフリカの知的財産にとって重要か？

はじめに

アフリカにおける知的財産制度には、ちょっとした「混成集団」といった趣がある。

もちろん国内登録制度は存在している。広域登録制度について見ても、OAPI と ARIPO の 2 つが存在する。OAPI は、自前の国内登録制度を有さないフランス語圏の多くの国で適用されている統一登録制度である。他方、ARIPO は、自前の国内登録制度を有する主として英語圏の国々に適用されており、知的財産権者が ARIPO 本部への出願を通じて一又は複数の加盟国で保護を受けることを可能にする指定国制の制度である。アンゴラ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、モロッコ、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ等、経済的に重要な国でいずれの広域制度にも属していない国も多い。マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）や PCT 等に基づいて提供される国際登録も、当然ながら存在している。

次の一手は？

アフリカの知的財産は最終的には一本化又は調和化されるのだろうか？ アフリカ全体で適用される統一的な知的財産制度が誕生することになるのだろうか？このような構想は、少し前の時代には突飛な発想のように見えただろう。しかし今では、それらが議論の俎上に上がっているのである。こうした議論は、2019年5月30日付で署名され、2020年7月1日付から運用が開始されるはずだったアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定と強く結びついている（同協定は、とりわけ新型コロナウイルスのせいで運用開始が延期となっている。）。AfCFTA は、アフリカの中に自由貿易圏を創り出すことによって経済的な統合をもたらすとともに大陸内で

の通商を拡大することを狙った協定である。AfCFTAについては、アジェンダ 2063 と呼ばれる「マスタープラン」が存在する。アジェンダ 2063 には、世界市場におけるアフリカ大陸の貿易収支を向上させる、アフリカ人のアフリカ域内での労働、移動及び生活に関する制限を撤廃する、といった野心的な構想がいくつか示されている。

そもそも当初から、この協定が知財に関して何を狙っているのか、統一的な法的枠組みなのか、一元的な制度なのかをめぐって憶測がささやかれてきた。汎アフリカ知的所有権機関 (Pan-African Intellectual Property Organization ; PAIPO) の設立の話もある。欧州連合知的財産庁 (EUIPO) は、AfCFTA の支援を目的としたプロジェクトに関与しており、同庁の文書の中で「広域的統合」や「知的財産権の調和」といった言葉を用いている。

オンラインセミナー

アフリカにおける知的財産の調和に関しては、「アフリカにおける知的財産権の調和に向けて」 (Towards Intellectual Property Intellectual Property Rights Harmonization) という主題の下に 2020 年 7 月 2 日に実施されたオンラインセミナーにおいて、興味深い見通しが論議された (<http://africainternationaltrade.com/wp-content/uploads/2020/07/Report-Of-The-Webinar-On-Toward-Intellectual-Property-Rights-Harmonization-In-Africa-V7.pdf>)。

セミナーの参加者の中には、アフリカの知財弁護士や学術関係者に交じって、OAPI の Denis Loukou Bohoussou 長官と ARIPO の Fernando Dos Santos 長官の姿があった。セミナーの成果として、参加者から上がったいくつかの提言や指摘をまとめた簡潔な要約がまとめられている。

新たな夜明け

アフリカは、知財の新時代、すなわちポスト TRIPS 時代に向けて成熟してきている。この新時代は、新しい何か、特別な何か、独自の何かの創造をアフリカに迫るものとなるはずだ。

多少のハーモナイゼーションはすでに存在している

既存の組織である ARIPO と OAPI は、すでに協力を実現している。この 2 つの組織が交わした最初の協定は 1996 年にまで遡る。ある参加者の発言によれば、これら 2 つの制度を擦り合わせ、一方の組織を最初に利用した者が他方の組織に移行することを可能にし、一方の制度の下で行われた審査が他方の制度でも受け入れられるようにすることが長期的な目標だという。これら 2 つの組織がどれほど根本的に異なっているかを考えれば、この目標に向けてなすべき仕事は膨大な量になりそうである。

大国の立場

アフリカの経済大国であるナイジェリアと南アフリカは、上記の2つの広域制度のいずれにも属していない。このような国々を仲間に引き入れ、調和をめぐる議論に巻き込んでいく必要があることは明白である。

将来の知財制度の形成に必要な要素は数多くある

アフリカの大志 (African aspiration) : アフリカ連合委員会 (AU 委員会) は、アジェンダ 2063 に掲げられた「アフリカの大志」が知財協定のための指針を提供すると考えているようだ。オンラインセミナーで話題になった「大志」は、力強い文化的アイデンティティ及び価値の維持と、先祖伝来の創造的芸術の保護を求める要望であった。

経済的目標: : いかなるものであれ将来の知財制度は、貿易の発展を助長し、イノベーションを活性化し、雇用を創出するものでなければならない。

公益上の要請: : 労働機会を享受する権利などの公益上の要請が考慮されなければならない。

アジェンダ 2063 : AfCFTA の青写真であるアジェンダ 2063 は、明らかに、調和化された知的財産構造がとりうる形態に関して一定の役割を果たす。

同盟関係: : 既存の同盟関係を配慮する必要がある。東南部アフリカ市場共同体 (COMESA) や南部アフリカ開発共同体 (SADC) は、考慮を要するビジョンや目標を掲げている。

二か国間合意: : アフリカの多くの国は他の国と二か国間合意を締結しており、それらの国は自国が交わしたバイの合意に配慮する必要がある。

自由貿易協定: : 既存の自由貿易協定が、統一的な知財制度を妨げる障害となることがありうる。

既存の枠組みと戦略: : アフリカ大陸全域にわたって存在している枠組みがある。植物育成者権、遺伝子資源、地理的表示などである。科学、技術、イノベーションに関するアフリカの戦略もすでに存在している。

現地の需要: : アフリカの立法が目指す主な目的は、アフリカの人々の需要を満たすことではない。ある参加者の発言によれば、将来の知財法は「我々の人々に十分に奉仕する」ものでなければならない。

利用しやすさと手軽な費用: : 知財権は利用しやすく、手軽な費用でなければならない。現時点では、知財権は大半のアフリカ人の手の届かないところにある。

独自の制度：アフリカ大陸における知的財産の登録件数は、他の大陸に比べて少ない。アフリカにおいては、ほとんどの知財権は外国人が所有している。実を言えば、アフリカに存在している知財権は、欧州人の権利を保護するために考案されたものである。アフリカは、アフリカの人々が得意とする種類のイノベーションを保護するための最善の手法を模索すべきである。そのためには特許以外の手段が必要になるかもしれない。

結論

オンラインセミナーで発言した参加者たちは、アフリカにおける知財法の調査が一大事業となるであろうことを全員が確信していた。さらに、彼ら全員がその出現を待ちわびているように思われた。おそらく、やがて我々は汎アフリカ的な統一知的財産制度を実際に目にすることになるであろう。

アフリカ — 技術輸出

2009～2019年にアフリカ人を発明者として欧州特許庁に提出された特許出願に関する最近の調査によって、以下のような事実が判明した（この調査は Vitor Sergio Moreira によって実施され、2020年5月20日に LinkedIn で公開された）。

- アフリカから出願された欧州特許の件数は少ない。例えば、2018年にはわずか142件の出願しかなかった。これは、同年の出願件数の0.1%に相当する。
- アフリカ発の出願の大半は南アフリカからのものである。
- 発明者たちは一般に、南アフリカの大学や企業（特に鉱業関係の企業）に所属していた。
- 南アフリカ国民の発明者が他の国（フランス、ドイツ、英国、米国等）の発明者と共同しているケースもいくつかあった。
- 特許の中には、エジプト、モロッコ、セーシェル、チュニジアからの出願に基づくものもあった。

ARIPO — 改正案

2020年7月15日に実施されたARIPO会合の報告書が公表された。「産業財産に関するARIPOの議定書の改善に関する作業部会」（Working Group on the Improvement of ARIPO Protocols relating to Industrial Property）と題されたこの報告書にはいくつかの改正案が盛り込まれており、加盟国は今後それらの改正案を検討することになる。その中でも、比較的注目に値する提案を以下に示しておく。

特許（ハラレ議定書）

特許出願

この提案は、「開示」（disclosure）という用語の正確な意味を明確にしようとする試みの中で、発明の開示は「全体として、任意に添付される図面と併せて読んだ場合に発明の実施を可能にする程度の記述によって実現される」旨を明らかにしようというものである。

第三者情報提供

ARIPO の特許出願及び実用新案出願に関して第三者情報提供の提出を認めることが提案されている。情報提供を行った者が出願手続の当事者となることはできない。

国内出願への切り替え

指定国から特許を拒絶された場合、出願人は拒絶から 3 か月以内に「指定国において当該出願を同国の国内法に従った出願として処遇する」よう請求することができる、という規定が提案されている。

実用新案

新規性と産業上の利用性

実用新案は「本議定書の締約国の法域内において先行技術により知られていない場合に新規と見なされるものとする」という規定と、「農業を含む何らかの産業において製造又は利用が可能である場合」、その実用新案には産業上の利用性を有するという規定が提案されている。

意匠

保護期間

保護期間を出願日から 15 年（従来は 10 年）とする規定が提案されている。ただし、「より短い保護期間を定めている指定国についてはこの限りではなく」、その場合の保護期間は「各国の意匠法に基づき定められた保護期間の終了をもって満了することとする」。

ハラレ議定書に基づく規則（特許）

追加料金

ARIPO への特許出願について支払われる追加料金が「明細書、請求項、図面及び要約のページ数に基づいて計算される」旨を明確にすることが提案されている。さらに、「追加料金支払の対象となった請求項の数やページ数が、追加料金の支払後に提出された補正書によって増えた場合、補正によって増えた分の請求項の数及びページ数について料金が支払われるものとする」。

期限

出願人が当局に対して出願の再考を求める期限は、当該出願が拒絶される旨の当局の決定の通知日から「2 か月以上 6 か月以下」とする。

延長

おそらくは新型コロナウイルスに関係する動きの中で、「パンデミック、自然災害、戦争、市民動乱又は電子通信手段全般の機能停止等の例外的な事態の発生」を理由とした期限延長に関する規定を設けることが提案されている。

実体審査

出願人が意見書、訂正又は補正を通じて審査に対応する方法の詳細について、以下のような事項が提案されている。すなわち、出願人は補正内容を明確に特定し、その根拠を示さなければならないという要件の詳細、当局が瑕疵訂正のために 2 か月の猶予を出願人に与える際の手続の詳細、補正された請求項は、当初に特許請求された発明又は一群の発明（単一の一般的発明概念を形成するもの）と結合していない未調査の主題に関係するものであってはならないという要件の詳細。

情報提供

ARIPO への特許出願の公開後、出願された発明の特許性に関して情報提供を行う権利を何人も享有する旨を定めた規定が提案されている。この提案については、さらに詳細なポイントとして以下のような点が挙げられる。

- 情報提供が新規性、進歩性、特許請求の範囲の明確性、開示の十分性、主題の特許性、許容される補正に関係している場合、検討の対象となりうる。
- 情報提供は英語で記載することを要するが、裏付けとなる証拠は英語以外の言語であってもよい。
- 情報提供を行った者が出願手続の当事者となることはない。
- 情報提供は電子文書で行うことが望ましい。

- 情報提供が発明の特許性に関係している場合、当局は、当局に係属中の手続において当該情報提供を考慮しなければならない。
- 出願が国際段階にある間に情報提供が行われた場合、ARIPO は、当該出願が地域段階に移行する時点で、指定官庁として当該情報提供を検討することとする。

国際出願

特許協力条約（PCT）によって拘束されている締約国を指定国とする場合、出願人が各種の手続（国際出願の願書の英語訳の提出や料金の支払など）を行うために、出願日又は優先日から 31 か月の猶予期間が認められる旨を定めた規定が提案されている。

商標（バンジュール議定書）

登録拒絶の公開

「当局……又は指定国……によって拒絶された商標登録出願は、拒絶された出願として商標公報上で公開されるものとする」という規定が提案されている。

ナイジェリア — 商標に対する異議申立

2020年7月8日付で国際商標協会のサイトで公開された判決レポート「ナイジェリア：登録官は異議申立書を交付しなければならない」（Nigeria: Registrar must serve opposition）は法技術的な争点を扱っているが、この争点は、ナイジェリアでの商標異議申立に影響する重要なポイントである。

Phillip Morris Products S.A. v House of Stewarts Limited FHC/L/CS/1955/2015 の訴訟では、商標出願に対して異議申立書が提出されていた。しかし、異議申立人は、申立書のコピーを登録出願人に送付するよう登録局から念を押されたにも関わらず、その送付を怠った。その結果、登録局は、当該異議申立は放棄されたため問題の商標出願について登録手続を進めることが可能であると判断した。

異議申立人はこれを不服として本件を控訴審に委ねた。控訴を受けた連邦高等裁判所は、登録局には異議申立書を登録出願人に交付する法的義務があり、この義務を異議申立人に委任することはできないとの判断を示した。従って本件の帰結は、問題の商標の登録は適正な手続によらずに行われたものであるがゆえに登録は抹消されなければならない、というものであった。

控訴審の判決は適正であろうと思われる。ナイジェリアの商標法はきわめて明瞭で、その第 20 条(1)は、異議申立人は出願の公開から 2 か月以内に自らの異議申立を「登録官に通知」しなければならないと規定している。他方、同条の(3)は、登録官は「（異議申立書の）写しを……出願人に送付するものとする」と規定している。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 54

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。